

定例会の流れ

本会議

開 会	
議 案 上 程	開会日に議案が上程されます
提案理由説明	議案の提案者がその趣旨を説明します
質 疑	議員が議案について質疑し、提案者が答弁します
委員会付託	議案を詳細に審査するため委員会に付託します
一 般 質 問	議員が議案とは関係なく市政全般について質問し、市長などが答弁します

委員会

説明・質疑・採決	付託された議案について審査し、委員会としての可否を決定します
----------	--------------------------------

本会議

委員長報告	委員会での審査結果などについて報告します
討 論	議員が賛成・反対の意見を述べます
採 決	議案の可否を決定します
閉 会	

市議会だより

定例会および臨時会の後に「ふくおか市議会だより」を年5回（5月、6月、8月、11月、2月）発行し、全世帯に配布しています。

市議会ホームページ

定例会等の日程、発言通告、議案、会議結果、議会中継、議員名簿、傍聴案内、請願・陳情の案内、会議録、会議資料などを掲載しています。ホームページの更新情報は、市議会ツイッターでも発信しています。



市議会ホームページ



市議会ツイッター

議会中継

本会議および条例予算・決算特別委員会総会のライブ・録画映像をインターネットで中継しています。市議会ホームページからアクセスしてください。

市役所1階デジタルサイネージおよび区役所・出張所1階ロビーのテレビでも、ライブ中継をしています。

会議録・議会月報

本会議の議事録である会議録と委員会の審査状況などをまとめた議会月報を発行しています。情報プラザ、総合図書館・分館、議会図書室などで閲覧できます。市議会ホームページの「会議録」からも閲覧できます。

議会図書室

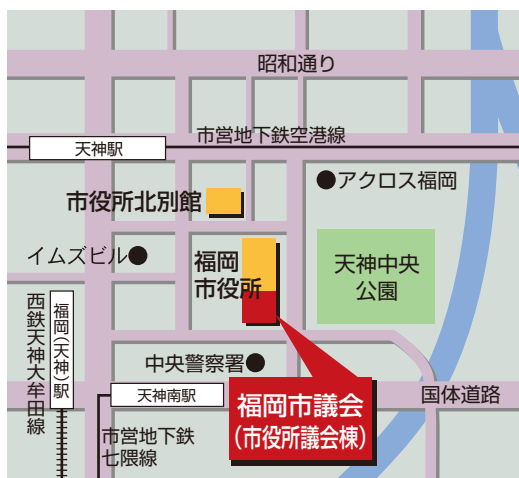
議員が調査・研究するための資料、図書、本会議や委員会などの議会の記録を整理・保管しています。市民の皆さまも閲覧ができます。

議会図書室は市役所議会棟8階にあります。市議会ホームページで蔵書を検索することもできます。

議会棟

15階	議 場	傍 聴 席
14階		
13階	第5委員会室 議員控室	第2・第3特別委員会室
12階	第3・第4委員会室	議員控室
11階	第1・第2委員会室	議員控室
10階	第1特別委員会室	議員控室
9階	議長室 副議長室	議会運営委員会室
8階	議会事務局（総務秘書課・議事課・調査法制課） 議会図書室	
7階	議員応接室	

福岡市議会の位置



アクセス

市営地下鉄空港線「天神」駅下車 徒歩約4分
市営地下鉄七隈線「天神南」駅下車 徒歩約4分
西鉄天神大牟田線「福岡（天神）」駅下車 徒歩約4分

問い合わせ先

総務秘書課（本会議の傍聴）

TEL711-4743 FAX733-5869

議事課

（会期日程、請願・陳情、会議録、議会月報、委員会の傍聴）

TEL711-4746 FAX733-5869

調査法制課

（市議会だより、市議会ホームページ、議会中継、議会図書室）

TEL711-4749 FAX733-5869



福岡市議会

編集・発行 令和元年9月

福岡市議会事務局 調査法制課（市役所議会棟8階）

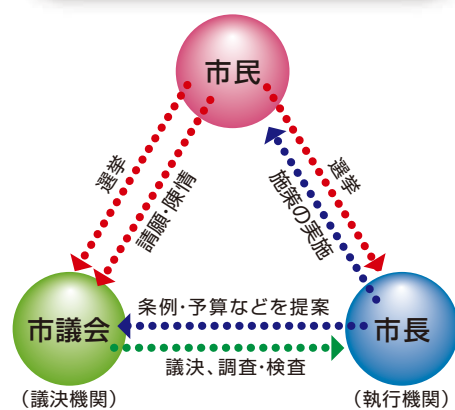
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL(092)711-4749 FAX(092)733-5869 メール chosa.CCS@city.fukuoka.lg.jp

福岡市議会ホームページ [福岡市議会](#) [検索](#)

<https://gikai.city.fukuoka.lg.jp/>

市議会と市長



市役所は、福祉や教育、上下水道など市民生活に密着した仕事をしています。このため、市民の意見が市政に反映されなければなりません。しかし、市民すべてが集まり、市政を運営することは困難ですので、市民の代表である市議会や市長が中心となって市政を運営しています。

市議会は市政の方針を決定したり、市政が適正に行われているかをチェックします。市長は、市議会の決定に沿って施策を実施します。

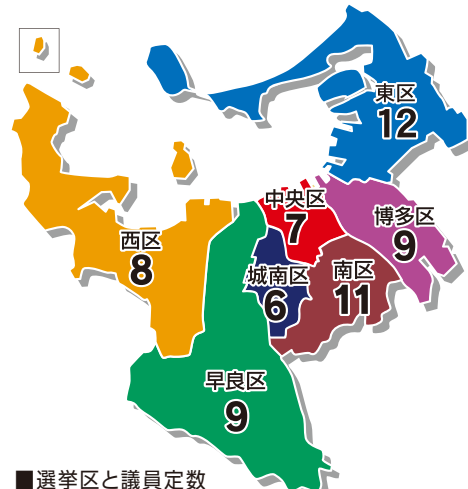
市議会と市長は、独立・対等の立場にあり、お互いにけん制・協力合って、より良い市政の実現を目指しています。

市民と市議会

市議会は、市民が代表として選んだ議員で構成されており、市民と市議会には次のような関係があります。

選挙

満18歳以上の市民は市議会議員を選挙することができます。また、満25歳以上の市民は市議会議員に立候補することができます。福岡市議会の議員定数は62人で、7つの行政区を選挙区として、それぞれに議員の定数が定められています。



■選挙区と議員定数

請願・陳情

市政に要望があるときは、市議会に請願・陳情をすることができます。紹介議員があるものを請願、ないものを陳情と呼び、文書で提出することになっています。

請願

委員会でも内容を審査し、本会議で採択・不採択の結論を出して、請願者に通知します。採択した請願は市長などの関係機関に送り、その実現を図るよう求めます。

陳情

委員会に送付し、各委員に配付されますが、採択・不採択の結論は出しません。

直接請求

市民は、有権者の一定数の署名により、議会の解散や議員の解職を請求できます。

傍聴

本会議は公開されており、どなたでも傍聴できます。また、手話通訳者の手配や盲導犬・介助犬の入室もできます。委員会も傍聴できます(人数に限りがあります)。



議場傍聴席

市議会の構成

議員

福岡市議会は、定数62人の議員で構成されています。議員の任期は4年です。

議長・副議長

市議会には、議員の中から選挙で選ばれた議長と副議長がいます。議長は市議会を代表し、会議を主宰します。副議長は、議長が出席できない場合などに、議長の代理を務めます。

会派

福岡市議会には、議会の中において同じ意見や考え方をを持った議員によって組織された会派があります。

市議会の会議と運営

市議会には、定期的に開かれる定例会と必要がある場合に開かれる臨時会があり、市長が招集します。いずれの場合も会期を定め、その期間中に本会議や委員会を開いて議案の審査などの議会活動を行います。

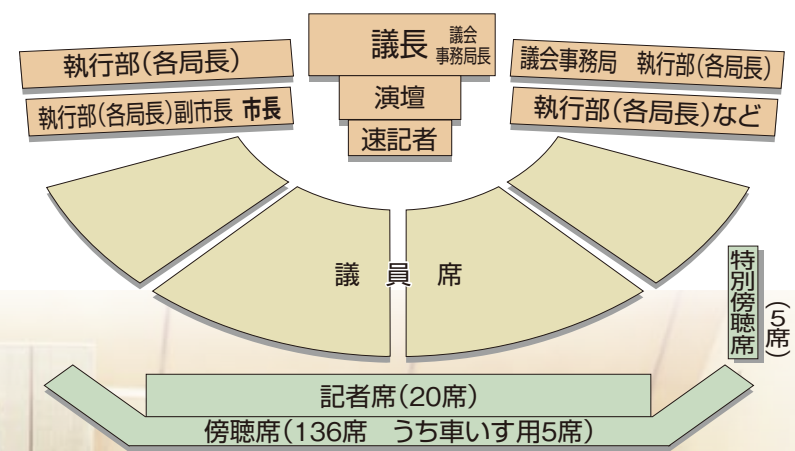
定例会は毎年2月または3月、6月、9月、12月の年4回開くことになっています。

市議会は、会期中に活動するのが原則ですが、会期中に結論が出なかった案件については、閉会中であっても委員会を開き、継続して審査することができます。

本会議

議員全員で構成される会議で、議案の可否を最終的に決定します。定数の半数以上の議員の出席がないと原則として会議を開くことができません。また、議会の意思は原則として出席議員の過半数で決定します。

議場



市議会の仕事

市議会は、市民の代表として十分な活動ができるように議決権、調査権、監査請求権など多くの権限をもっています。

これらの権限に基づいて、市議会は次のような仕事をしています。

議決

市議会の最も基本的な仕事で、条例や予算など重要な案件について決定します。

選挙

議長、副議長をはじめ、選挙管理委員などを選挙します。

同意

副市長や監査委員を市長が選任する場合などに同意するかどうかを決定します。

検査、監査の請求

市の事務等について検査したり、監査委員に対して監査するよう求めることができます。

調査

市の事務について調査し、必要があれば関係者に対して出頭や証言、記録の提出を請求することができます。

意見書の提出

市の公益に関することについて、国会や国・県などの関係行政機関に意見書を提出することができます。

委員会

委員会は、議案などを少人数で専門的に審査するために設置されます。

委員会には、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の3つがあります。

常任委員会

福岡市議会には次の5つの常任委員会があり、議員はいずれか1つの委員会に所属します。

名称	定数	担当事務
総務財政委員会	12人	総合計画、国際交流、財政、地域コミュニティ、防災など
教育こども委員会	13人	子ども育成、教育など
経済振興委員会	12人	商工業、観光、文化、農林水産業、港の整備など
福祉都市委員会	13人	社会福祉、保健衛生、住宅、建築、都市計画、公園など
生活環境委員会	12人	環境・ごみ・リサイクル、道路、下水道、河川、消防、水道、地下鉄など



常任委員会室

特別委員会

当初予算や決算を審査するとき、特別委員会が設置されます。

また、特定の問題を審査または調査するために、必要に応じて設置される特別委員会もあり、現在次の3つの特別委員会があります。

名称	定数
交通対策特別委員会	21人
都市問題等調査特別委員会	21人
少子・高齢化対策特別委員会	20人
令和元年12月18日設置 議会改革調査特別委員会	14人

議会運営委員会

議会の運営が円滑に行われるよう、議事の順序や進め方などを協議します。定数は13人です。